

放送分野ガイドラインの規律の 改正の方向性(案)

1. 視聴履歴に関する規律の改正の方向性(案)①

	放送分野ガイドライン(現行)に基づく取扱い	改正個人情報保護法に基づく取扱い(改正法に準拠)	改正の方向性(案)
<p>(1) 「視聴履歴」の定義</p>	<p>放送受信者等の個人情報であって、放送番組の視聴の開始の日時及び終了の日時並びに当該放送番組を特定することができるものという。ただし、当該開始の日時の一ごとに本人の同意を得ないで取得することができるものに限る。(GL第2条第4号)</p>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視聴履歴の定義について、「放送番組の視聴の開始の日時及び終了の日時並びに当該放送番組を特定することができるもの」に加え、「<u>特定の日時において視聴する放送番組を特定することができるもの及びその蓄積されたデータ</u>」を加える。
<p>(2) 取得目的・利用目的の制限</p>	<p>① 料金等の支払い② 統計の作成の目的に限定(努力義務) (GL第6条第2項)</p> <p>なお、①②の目的の場合、放送GL上は他の個人情報同様の取扱いとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>利用目的の公表又は通知による取得が可能(事前同意不要)</u> ・ その他、<u>取得範囲(事業に必要な範囲に限る努力義務)</u>、適正な取得といった規律が課されている。 	<p><u>利用目的の公表又は通知により、取得することができる(法第18条第1項)</u>。</p> <p>その他、<u>適正な取得(偽りその他不正の手段による取得の禁止)</u>が定められている(第17条)。 <u>取得範囲に関する制限はない。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取得について、現行の①料金の支払いまたは②統計の作成に加え、さらに③匿名加工情報の作成については「<u>利用目的の公表又は通知により取得</u>」と個人情報保護法と同様の取扱いとする(①、②の目的については現行の<u>規制レベル</u>)とする。 ・ 上記①から③以外の目的については、<u>目的制限を原則撤廃する代わりに、事前同意の取得を要件化</u>。 ・ 一旦、同意した後でも、将来の視聴履歴の取得について、<u>本人の求めに応じて視聴履歴の取得を停止することや、本人の求めを受け付ける方法の通知・公表等を規定</u>。 ・ 受信者情報取扱事業者は、<u>同意が得られなくても放送の受信を拒み、妨げてはならない旨の規定を追加</u>。 ・ 受信者情報取扱事業者は、<u>視聴履歴について「要配慮個人情報を推知することができるような取り扱い」を禁止する旨の規定を追加</u>。
<p>(3) 匿名加工情報</p>	<p>—</p>	<p>匿名加工情報は、特定の個人を識別できず、個人情報を復元することができないようにする(法第36条第1項)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>匿名加工の基準については、基本的に共通GLを準用</u>。 ・ さらに視聴履歴の特性と取扱いの実態を踏まえた加工方法等について、<u>下位の認定個人情報保護団体の指針、業界団体等における自主ルールに盛り込めるよう、GL改正後、WGにおいて検討する</u>。

1. 視聴履歴に関する規律の改正の方向性(案)②

	放送分野ガイドライン(現行)に基づく取扱い	改正個人情報保護法に基づく取扱い(改正法に準拠)	改正の方向性(案)
(4) 第三者提供	<p>第三者提供目的の取得自体禁止(努力義務)(GL第6条第2項)</p> <p>視聴履歴以外の個人情報については、放送GL上、第三者への提供を利用目的とする場合、「<u>第三者の範囲をできる限り特定すること(名称の明示等)</u>」(GL第4条第2項)が個人情報に上乗せ規制で定められている。</p>	<p>個人情報については、 ①あらかじめ本人同意 又は ②オプトアウト※ (法第23条、25条。ただしオプトアウト規制は強化)。</p> <p>第三者の名称明示など、範囲の特定に関する規定はなし。</p> <p>匿名加工情報については、所定の手続により第三者に提供可(本人同意不要)(法第36条)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視聴履歴については、趣味・嗜好を個別的に反映し、他の情報と併せて利用することでプロファイリングによるプライバシー侵害のリスクも高まることから、第三者提供については、<u>第三者の範囲をできる限り特定の上、要配慮個人情報に準じ、本人同意の取得を前提とする(オプトアウトによる第三者提供を認めない)</u>。 ・ <u>要配慮個人情報であっても、法令の基準に従い匿名加工情報として加工されれば、適切な手続に基づき第三者提供を含む利活用(本人の同意不要)が認められている。</u>また、<u>本人を識別するために他の情報と照合することも禁じられていることから、視聴履歴についても他の個人情報と同様の取扱いとする。</u>なお、匿名化の基準については、指針等で明確化。
(5) 保存期間	<p>視聴履歴については、目的のために必要な最短の期間とするように努める。</p> <p>(視聴履歴に関わらず放送受信者の個人情報については)保存期間を定め、満了した時はデータを消去するよう努める。(GL第19条)</p>	<p>利用する必要がなくなったときは、遅滞なく消去するよう努める。(法第19条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視聴履歴については、長期間保有することでプロファイリングによるプライバシー侵害リスクが高まることから、<u>目的のために必要な最短の期間とする努力義務規定を維持。</u> ・ 併せて視聴履歴を含む放送受信者の個人情報については、<u>保存期間を定め、満了時にデータを消去する努力義務規定を維持。</u>
(6) 同意取得手続	<p>特段の規定なし。</p>	<p>特段の規定なし。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行GLでも特に放送サービス特有の規定は明記しておらず、改正案についても記載しない。ただし、世帯単位で提供されることが多いという特性を踏まえ、<u>同意取得の方法について、指針等において検討。</u> ・ 視聴履歴を取得されることを想定していない受信者への「不意打ち防止」や同意の撤回を容易にするため、<u>同意取得や、(同意後に)視聴履歴の取得の停止の求めを受け付ける方法等について、指針等において検討。</u>

2. その他の事項に関する規律の改正の方向性(案)

	現行の放送分野ガイドライン特有の規律・法改正による追加の規律 (主なもの)	改正の方向性(案)
(1) 視聴履歴が取り扱われること又は放送特有の事情により、委員会ガイドライン(案)とは異なる規定が望ましいもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用目的の特定(提供先の第三者の名称等の明示)(GL第4条第2項) ・ 適正な取得(個人情報取得者の名称の明示等)(GL第7条第2項、第3項) ・ 受信機に記録された個人情報の管理(受信機からの漏えい防止対策等)(GL第17条の2) ・ 個人データの保存期間及び消去(保存期間の設定、公表、消去等)(GL第19条) <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的(放送分野ガイドラインを策定する目的について規定)(GL第1条) ・ 取得の制限(個人情報の取得を事業に必要な場合に限定)(GL第6条第1項) ・ 管理責任者、安全管理規程(管理者の設置、規定の整備)(GL第11条、第12条) ・ 従業者の監督(従業者に対する研修等)(GL第15条) ・ 基本方針の策定(基本的な取扱いの方針の策定、公表等)(GL第28条) ・ 適用対象(放送分野ガイドラインの適用対象について規定)(新設) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視聴履歴が取り扱われること又は放送特有の事情により、個人情報の適切な取扱いが行われるようにするため、<u>他の分野とは異なる取扱いを定めた放送分野ガイドラインの現在の規定を今後も維持する。</u> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視聴履歴が取り扱われることを踏まえ、個人情報の適切な取扱いが行われるようにするため、<u>一定程度、他の分野とは異なる取扱いを定める。規定に当たっては、電気通信GLの規定ぶりを考慮し、改正・追加する。</u>
(2) 他の事業分野と同等の規律により足りると考えられるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称(「指針」) ・ 適正な取扱い(個人情報の取扱いに関する一般的な努力義務)(GL第3条) ・ 利用目的の特定(複数事業における利用時の事業内容の特定)(GL第4条第3項) ・ 口座番号の取得制限(口座番号取得に関する目的規制)(GL第6条第3項) ・ 取扱いの管理(個人データの保管方法等)(GL第13条) ・ 視聴履歴等の管理(視聴履歴・口座番号等の記録物の郵送時の取扱い)(GL第14条) ・ 委託先の選定、監督(委託先選定基準の策定等)(GL第16条、17条) ・ 苦情の処理(申出先の設定、処理手続の整備等)(GL第27条) ・ 漏えい等に関する事実等の公表等(漏えい時の報告・公表等)(GL第29条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放送受信者等について、特段の取扱いを必要とするものではないと考えられるため、<u>他の分野における個人情報と同様の取扱いとし、委員会ガイドライン(案)と同様の規定に改正する。</u>
(3) 法改正により、個人情報保護法に新たに規定されたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮個人情報(本人同意を得ない取得の原則禁止等)(改正法第17条第2項、第23条第2項) ・ 第三者提供(オプトアウト規定の厳格化)(改正法第23条第2項～第4項) ・ 外国にある第三者への提供の制限(改正法第24条) ・ 第三者提供に係る記録の作成等(改正法第25条、26条) ・ 裁判上の訴えの事前請求等(改正法第28条～34条) ・ 匿名加工情報(改正法第36条～第39条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放送受信者等について、改正法により新たに規定された内容に関して、特段の取扱いを必要とするものではないと考えられるため、<u>他の分野における個人情報と同様の取扱いとし、委員会ガイドライン(案)と同様の規定を追加する。</u>